

## 市道沿線道路用地寄附取扱い要綱

平成19年2月13日制定

(目的)

第1条 この要綱は、幅員4m未満の市道に接する土地の寄附を受納することにより、道路の交通の円滑化を図り、もって、市民生活の利便性の向上と安全性の確保に寄与することを目的とする。

(寄附受納の対象地)

第2条 寄附を受納する土地（以下「寄附地」という。）は、次の各号に該当する土地とし、市長が道路の線形等を勘案し決定する。

- (1) 幅員4m未満の市道に接する土地。
- (2) 当該土地に接する道路の対側から水平距離概ね4mの線（以下「境界線」という。）の範囲内にある土地とする。ただし、道路の線形等に交通上の支障が生ずる場合は、この限りでないものとする。

(寄附地の要件)

第3条 寄附地の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 道路として支障がない形状であり、かつ、物件等が設置されていないこと。
- (2) 分筆登記等され、境界線外の土地と一筆になっていないこと。
- (3) 所有権以外の権利設定がないこと。
- (4) その他寄附を受納するに当たり、市長が特に必要と認める要件。

(寄附の申請)

第4条 寄附を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市道沿線道路用地寄附申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 位置図及び地籍図
- (2) 土地登記簿謄本
- (3) 現況写真

2 申請者は、市長が寄附の受納を決定し所有権移転登記等を行うときは、関係書類の提出等について協力しなければならない。

(適用除外)

第5条 防府市狭あい道路拡幅整備要綱の規定に該当する寄附又は帰属（寄附）道路の取扱要綱の規定に該当する寄附については、当該要綱に基づき受納するものとし、この要綱は適用しない。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

市道沿線道路用地寄附申請書

（宛先）防府市長

申請者

住 所

氏 名

（連絡先 〃）

下記土地を市道用地として、防府市へ寄附します。

土 地 の 表 示			所有者（共有者を含む 全ての所有者）の住所、 氏名
所 在 地 番	地目	地積㎡	

（添付書類）

- 1 位置図及び地籍図
- 2 土地登記簿謄本
- 3 現況写真（全体及び部分写真）